

### 3月号の解答と解説

解答の後に示したパーセンテージは正解率です。

- 1 ④=87% 憲法12条は、国民に対して、憲法で保障された自由及び権利を濫用してはならないことのほか、公共の福祉のために利用する責任を負うことも明文で規定している。
- 2 ②=82% 緊急事態の布告は、大規模な災害等に際して、治安の維持のため特に必要があると認めるときに、国家公安委員会の勧告に基づいて、内閣総理大臣が全国又は一部の地域について発するものである（警察法71条1項）。
- 3 ③=68% 逮捕状によって逮捕中である者は、単純逃走罪の主体には当たらない。なお、刑が確定するまでの間、勾留状によって勾留中である者は、「未決」（刑法97条）の者として、単純逃走罪の主体に当たる。
- 4 ⑤=81% 匿名による投書や密告は、告発としては認められていない。なぜなら、処分結果の通知先を確認する必要がある上に、他人の処罰を求める者の責任の所在を明確にする必要もあることを踏まえて、告発人の特定が求められているからである。
- 5 ①=99% 厳しい環境下での職務執行に耐え得る強靱な体力と旺盛な気力を保持することは必要であるが、体調の悪いときや当直勤務明けのときは、体育訓練を行ってはならないものとされている。
- 6 ③=99% 勧誘のターゲットとなるのは、老後の生活のために貯蓄をしている高齢者であることが多い。実際のところ、資産を有するものの投資等に関する知識に乏しい高齢者が、業者の言葉を鵜呑みにして多額の金銭を拠出した結果、配当はおろか拠出金の返還をも受けられない事案が相次いで発生していることに留意する必要がある。
- 7 ②=95% 現場の状況に応じることにはなるが、数人で捜索を行う場合には、任務の分担に従い、建物の場合は外から内へ、人の場合は上から下へという順序で捜索するのが通常である。
- 8 ④=98% ひき逃げ事件については、必ずしも目撃者がいるとは限らず、目撃者がいたとしても、その多くは単なる通行人又は通行車両の運転者であることから、証人の確保が困難なものとされている。
- 9 ⑤=99% 万一事案が発生した場合には、被疑者を直ちに現場で検挙することが重要であり、その上で、速やかな報告連絡を徹底することが求められている。また、被疑者の制圧・検挙に際しては、状況に応じて警棒、警じょう又は拳銃等を使用することになるため、平素からの訓練も重要である。
- 10 ①=96% 我が国の高等裁判所としては、東京高等裁判所、大阪高等裁判所、名古屋高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所、仙台高等裁判所、札幌高等裁判所、高松高等裁判所が挙げられる。